議案第１７号

三芳町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三芳町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年２月２５日提出

三芳町長　　林　　伊　佐　雄

提案理由

人事院の勧告等を踏まえ、職員の通勤手当を改定するため、本条例を改正したく、提案するものである。

三芳町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三芳町職員の給与に関する条例（昭和２６年三芳町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項第２号中「通勤距離が片道５キロメートル未満である職員にあっては３，３００円とし、以下２キロメートルを増すごとに１，０００円を加算した額（通勤距離が３３キロメートル以上である職員にあっては、１万８，３００円)」を「６６，４００円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて町規則で定める額」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

参考

三芳町職員の給与に関する条例　新旧対照表

改正後	現行
（通勤手当） 第１０条　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　略 (2)　前項第２号に掲げる職員　支給単位期間につき、６６，４００円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて町規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） (3)　略 ３から６まで　略	（通勤手当） 第１０条　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　略 (2)　前項第２号に掲げる職員　支給単位期間につき、通勤距離が片道５キロメートル未満である職員にあっては３，３００円とし、以下２キロメートルを増すごとに１，０００円を加算した額（通勤距離が３３キロメートル以上である職員にあっては、１万８，３００円）（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） (3)　略 ３～６まで　略